

宜野湾市総合教育会議運営要綱

平成 27 年 8 月 31 日
総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号、以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、宜野湾市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(招集手続等)

- 第2条 市長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定及び同条第 2 項に基づき、会議を招集しようとするときは、会議で協議、調整を行おうとする事項について、あらかじめ、教育委員会と調整し、教育委員会に対して、開催の日時、場所及び協議、調整事項等を書面で通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 2 教育委員会が、法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づき、市長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議、調整すべき具体的な事項を記載した書面をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - 3 市長は、前 2 号の規定により会議を開催しようとするときは、事前に、当該書面に係る事項を市ホームページ等に掲載して公表する。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。
 - 4 前各号の規定は、第 1 項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

(会議)

- 第3条 会議は、法第 1 条の 4 第 2 項で規定する構成員の中で、市長、教育長及び 2 人以上の出席で成立する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長のみでも成立する。この場合、教育長は、会議内容を速やかに他の構成員に周知するものとする。
- 2 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めると、その他公益上必要があるときは、市長及び教育委員会の合意をもって、非公開とすることができる。
 - 3 会議の進行は、市長が行う。

(会議の傍聴)

- 第4条 会議は傍聴することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、会議の傍聴手続き、傍聴人の遵守事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項に規定する議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開催日時
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを市ホームページに掲載し、公表する。ただし、第3条第2項ただし書の規定により非公開とした部分の議事録については、この限りでない。

3 議事録については、市長及び教育長が署名する。

(事務局)

第6条 会議の事務局を企画部企画政策担当課に置く。

(定めのない事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。